

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府 省 庁 名 内閣府公益認定等委員会事務局
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公益法人等に対する現物寄附のうち、一定の要件を満たすとして国税庁長官の承認を受けた寄附については、みなし譲渡所得税等が免除される特例が措置されているところ。しかし、本特例については、承認手続が面倒又は時間を要する等の理由により活用が進んでいないとの指摘がある。</p> <p>・ 特例措置の内容 公益法人^{※1}への現物寄附が、継続的に公益目的事業に用いられることが確保されている等の一定の要件を満たすものについては、いわゆる私立学校特例^{※2}に倣い、国税庁長官の承認手続を簡素化するよう要望する。</p> <p>※1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号又は第2号に定める公益社団法人又は公益財団法人をいう。</p> <p>※2 学校法人に対する寄附については、寄附財産が当該学校法人の「基本金」に組み入れられる等が確保されていることを証する書類の提出があった場合には、申請書提出の日から1か月以内に当該申請の承認があったものとみなされる特例が設けられている（租税特別措置法施行令第25条の17第7項及び第8項）。</p>	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">租税特別措置法第40条</div>	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 公益法人への現物寄附を促し、「民による公益の増進」に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、公益法人に関する現物寄附に関しては、みなし譲渡所得税等に係る特例が措置されている。当該特例措置は、公益法人等に対する寄附について、一定の要件を満たすとして国税庁長官の承認を受けた寄附については、みなし譲渡所得税等の課税が免除されるものである。 ・ 公益法人の活動の重要な原資として寄附が挙げられるところ、当該特例措置は公益法人等への現物寄附を促す措置として利用されている。その一方、本特例措置については、承認手続が面倒又は時間を要する等の理由により、活用が進んでいないとの指摘もなされている。 ・ 学校法人に対する寄附については、いわゆる私立学校特例が設けられているところ、公益法人においても、寄附財産は用途が定められない限り公益目的事業に使用することとされており、継続的に公益目的事業に用いられることが確保されている等の一定の要件を満たす寄附については、私立学校特例に倣って国税庁長官の承認手続を簡素化することにより、公益法人に対する現物寄附を促し、「民による公益の増進」を担う公益法人の活動を活性化する。 ・ 以上の理由により、本税制改正要望を行うものである。 	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策：公益法人制度の適正な運営の推進 施策：公益法人制度の運営と認定・監督等の実施
	政策の達成目標	みなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続を簡素化することにより、公益法人への現物寄附を促す。これにより、公益法人の財政基盤を強化し、「民による公益の増進」を担う公益法人の活動を活性化する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	公益法人への現物寄附については、現行のみなし譲渡所得税等に係る特例措置が利用されている一方、当該特例措置については、承認手続が面倒又は審査に時間がかかる等の指摘があり、公益法人への現物寄附を阻害する一因となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	みなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化が行われることにより、公益法人への現物寄附を更に促進することが可能となる。公益法人が寄附された資産を活用して公益目的事業を行うことにより、「民による公益の増進」への寄与が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・公益法人への寄附者に対する法人税・所得税・相続税の特例措置 ・公益法人自身に対する法人税・消費税の特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	民間団体からの補助金等や国からの直接の支出によって公益法人の活動を支援するのではなく、租税特別措置を整備し、民間からの寄附によって公益活動の財政基盤拡大を支援することが「民による公益の増進」という政策の趣旨に沿うものである。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新公益法人制度導入に合わせ、公益認定法に基づき国又は都道府県の公益認定等委員会等の公益認定を受けた公益法人は、同時に全て税法上の特定公益増進法人とされた。平成 28 年 7 月末現在において、9,454 の公益法人が存在しており、当該法人に対する個人からの寄附金は特定公益増進法人への寄附として、所得控除の対象となっている。 みなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続について、国税庁における処理状況は、以下のとおりである。 平成 26 年度：対象法人全体 207 件（うち財団法人 16 件） 平成 25 年度：対象法人全体 267 件（うち財団法人 19 件） 平成 24 年度：対象法人全体 200 件（うち財団法人 31 件） 平成 23 年度：対象法人全体 341 件（うち財団法人 20 件） 平成 22 年度：対象法人全体 331 件（うち財団法人 56 件） （各年度は、毎年 7 月～翌年 6 月末まで。出典：国税庁事務年報。）
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>みなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化が行われることにより、公益法人への現物寄附を更に促進することが可能となる。公益法人が寄附財産を活用して公益目的事業を行うことにより、「民による公益の増進」への寄与が見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>